平成29年3月10日
交通政策審議会
第66回港湾分科会
資料 4

改正港湾法に基づく洋上風力発電の導入の進捗状況について

国土交通省　港湾局
海洋･環境課

北九州港における洋上風力発電の導入に向けた取組①

国土交通省

○ 北九州市は、平成28年7月施行の改正港湾法により創設された占用公募制度を国内で初めて適用し、北九州港の洋上風力発電事業者（占用予定者）の公募を、平成28年８月に開始。
○ 北九州市は、外部有識者で構成される「響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業に係る事業者評価・選定委員会」を設置し、同委員会での審査・評価結果を参考に、平成29年２月、ひびきウインドエナジーを占用予定者に選定。

【評価項目と配点 （北九州市 公募占用指針より）**】**

評価項目		配点
事業実施の確実性	ア. 事業の実施方針	200
	イ. 事業の実施体制	
	ウ. 計画内容の具体性、実現可能性	
	エ. 港湾の開発、利用及び保全への配慮	
	オ. 占用料の額、資金計画、収支計画	
港湾・地域への貢献	カ. 港湾、地域への貢献	100

（参考）公募の経過
- 港湾計画への位置づけ：平成27年12月
- 港湾区域の拡張　：平成28年６月
- 公募占用指針の配布　：平成28年８月19日～10月18日
- 公募説明会　：平成28年９月７日
- 公募占用計画の受付　：平成28年10月３日～10月18日
- 審査・評価・選定　：平成28年10月19日～29年２月14日
- 選定結果公表　：平成29年２月15日

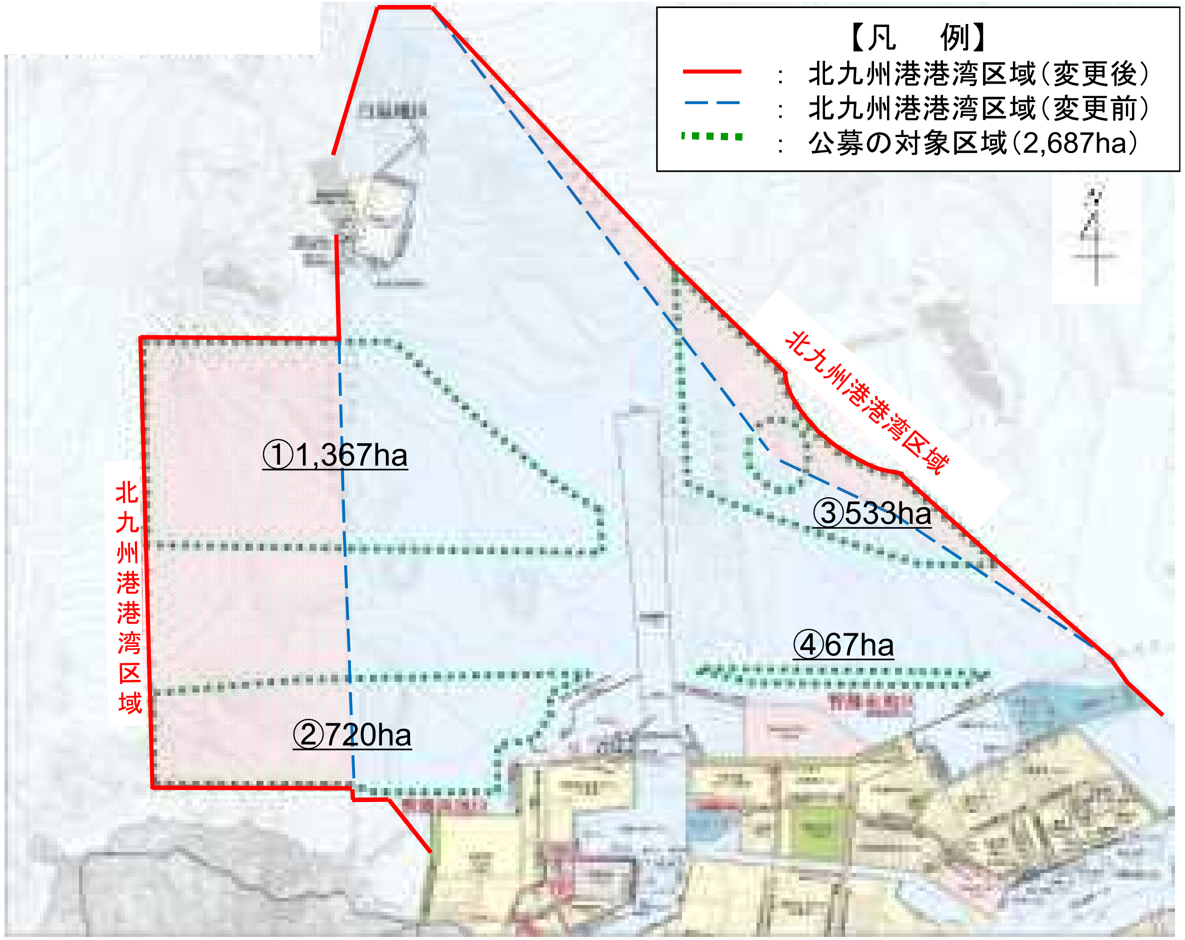

公募対象水域 （2,687 ha）

北九州港における洋上風力発電の導入に向けた取組②

1. 選定グループ

コンソーシアム名　ひびきウインドエナジー
＜構成員＞
代表企業：九電みらいエナジー 株式会社
構成企業：電源開発株式会社、株式会社 北拓
西部瓦斯 株式会社、株式会社 九電工

2. 選定グループによる計画概要（予定）

・風車基数　　　：最大44基
・総事業費　　　：1,750億円程度
・スケジュール：平成34年度～
着工、順次運転開始

3. 選定グループによる事業実施方針

- 風力発電事業や海洋工事等の各分野で豊富な知見を持ち、北九州市において地域密着の事業を展開する地元連合でコンソーシアムを構成。
- 事業期間を通じて地域の方々のご理解を得るとともに、地域経済の発展に貢献するよう努め、北九州市の事業である「グリーンエネルギーポートひびき」の実現を目指す。
- 公募水域の全域を対象に風車の離隔距離、水深や藻場等を考慮して風車の配置計画を策定。

4. 選定グループによる計画のポイント

風車積出拠点の形成	欧州先進港をモデルとしたプレアセンブル（仮組立）及びプレコミッショニング（事前点検）拠点の設置とヤードオペレーターの事業創出。
輸出入/移出入拠点の形成	主要部品の輸入/移入、風車製造及び部品調達に際し地元企業の採用を通じての輸出入/移出入拠点の形成。
産業集積	㈱北拓によるO&M（運転管理・保守点検）拠点の設置や新日鉄住金エンジニアリング㈱でのジャケット式基礎製作の拠点化。増速機製造拠点の設置の検討。
地元企業への貢献	建設～設置の各段階で地元企業を積極的に活用。地元部材採用に向けた働きかけや地元企業の競争力強化に資する支援の場を提供。
その他	非常時電力の供給策の検討、風車基礎部分の漁礁化や調査データの提供などの漁業貢献、観光需要の創出、市民環境学習への貢献、市民の事業参加の仕組みの検討。

鹿島港における洋上風力発電の導入に向けた取組

○ 茨城県では、当初選定した事業予定者の事業の取止めを受け、事業予定者の取消し（平成29年１月10日付け）を行った水域（南側区画）について、占用公募制度に基づく全国２例目の公募を、平成29年３月２日に開始。

【スケジュール】

○ **公募占用指針の配付、参加登録受付**
：平成29年３月２日（木）
～３月16日（木）

○ **参加登録の確認通知**
：平成29年３月28日（火）

○ **公募占用計画の受付**
：平成29年４月３日（月）
～５月８日（月）

○ **審査・評価**
：平成29年５月上旬～６月

○ **選定結果公表**
：平成29年６月下旬以降

占用公募制度（改正港湾法：H28.7施行）の概要

国土交通省

背景・必要性

●港湾における洋上風力発電施設等の導入の円滑化

＜港湾への洋上風力発電施設の導入背景＞
・広大な空間と安定的な風力エネルギーの存在
・海上輸送による部材等の運搬が容易
・背後地に近接し、電力系統への接続が容易

→ 長期間にわたる占用の許可について、施設の維持管理等にも配慮しつつ、占用者を適切に選定する基準及びその手続の明確化を図る必要。

法律の概要

●公募による占用許可手続の創設

・長期間にわたり港湾区域内の水域等を占用する施設（洋上風力発電施設等）の設置に関する手続を創設。

①港湾管理者が公募占用指針を策定

↓

②事業者が港湾管理者に公募占用計画を提出

↓

③港湾管理者は、最も適切な計画の提出者を選定し、当該計画を認定（認定の有効期間は20年以内）

↓

④事業者は、認定計画に基づき占用の許可を申請
→ 港湾管理者は、占用を許可

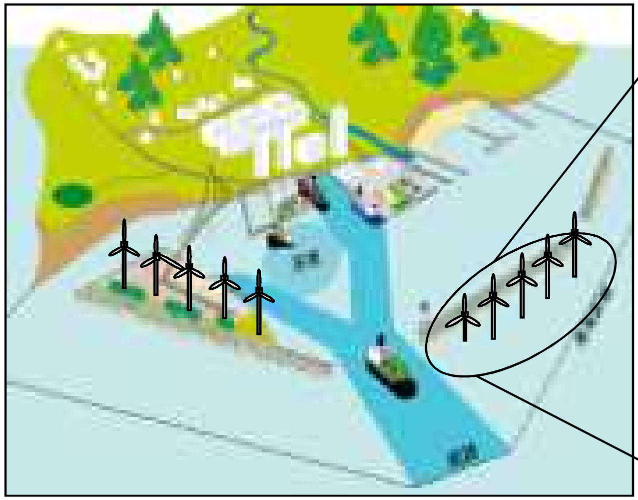

港湾への風力発電の導入イメージ

洋上風力発電施設

港湾における洋上風力発電の主な導入計画等（平成29年3月現在）

石狩湾新港内
＜導入エリア500ha(5MW換算で20基程度)＞

（協議会設置済）
- 港湾計画位置づけ済(H25.12)
- 事業予定者決定済(H27.8)

稚内港内
＜導入エリア約9.1ha(5MW換算で2基程度)＞

（協議会設置済）
- 港湾計画位置付け済（H26.4）
- 公募手続予定

能代港、＜導入エリア378ha(5MW換算で16基程度)＞
秋田港内＜導入エリア351ha(5MW換算で13基程度)＞

（協議会設置済）
- 港湾計画位置付け済(H26.12)
- 事業予定者決定済(H27.2)

むつ小川原港内
＜導入エリア1001ha(3MW換算で38基程度)＞

（協議会設置済）
- 港湾計画位置付け済H26.12）
- 事業予定者決定済(H27.3)

酒田港内

（協議会設置済）
- 港湾計画位置付けを検討中

鹿島港内
＜導入エリア680ha（5MW換算で50基程度)＞

（協議会設置済）
- 港湾計画位置付け済(H24.7)
- 事業予定者決定済(H24.8)
- **南側区画については、改正港湾法による占用公募制度に基づき、事業者の再公募を実施中（H29.3開始）**

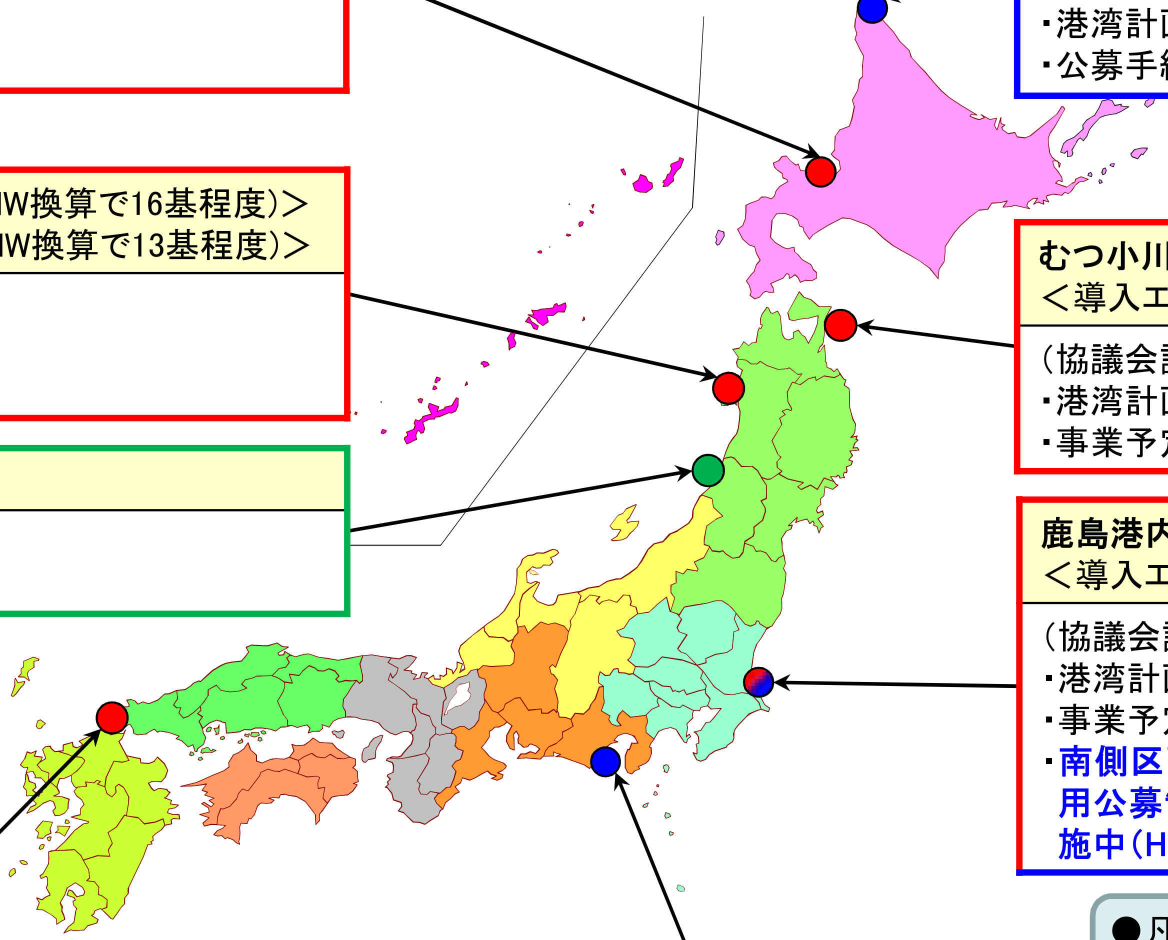

北九州港内
＜導入エリア2687ha(5MW換算で最大44基)＞

（協議会設置済）
- 港湾計画位置付け済(H27.12)
- **改正港湾法による占用公募制度に基づき、事業予定者決定済み（H29.2）**

御前崎港内
＜導入エリア31ha(5MW換算で10基程度)＞

（協議会設置済）
- 港湾計画位置付け済(H26.3)

●凡例
- 事業予定者決定済（赤枠）
- 港湾計画位置付け済（青枠）
- 協議会を設置し、港湾計画への位置付けを検討中（緑枠）

※協議会：「港湾における風力発電導入マニュアル」の規定に基づく協議会

洋上風力発電の導入による産業や雇用への波及効果

○ 我が国の港湾において、5MW級（資本費：約30億円／基）換算で約200基の洋上風力発電の導入が計画されており、この洋上風力発電施設の設置により**約6,000億円の民間投資**が期待される。

○ また、風力発電は、「1～2万点の部品による組み立て産業」であり、裾野が広いため産業や雇用への波及効果が大きいと言われている。

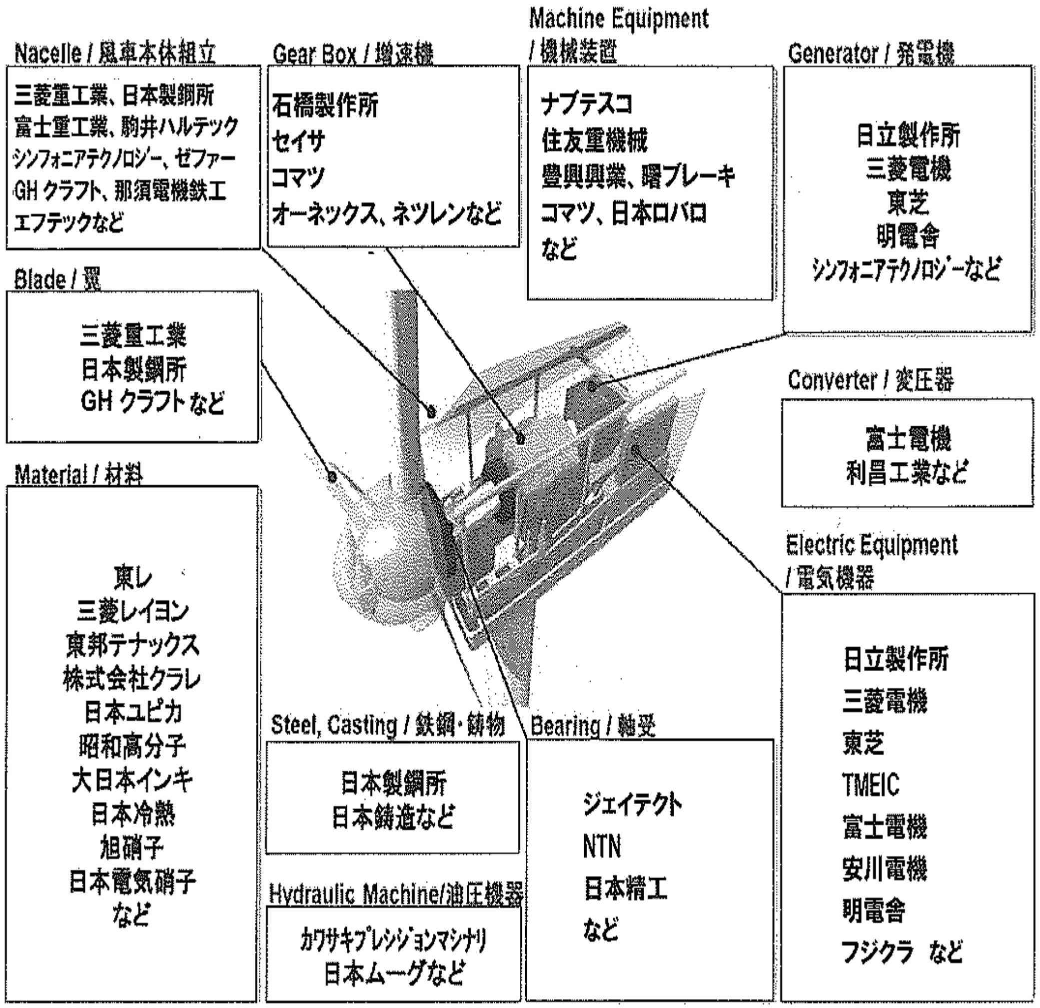

図2. 2-8　国内風車産業（2012年3月現在）

「風力発電関連機器産業に関する調査研究報告書」（H25．5日本産業機械工業会）の資料等を基に作成